容器包装リサイクル制度の関係者ヒアリングにおいて提示された主な意見

### 1. 容器包装リサイクル法の評価

・ 容器包装リサイクル法の施行により、市民の環境への関心・リサイクル意識の向上、 自治体における分別収集を始めとした3Rの取組、事業者による容器包装の軽量化 や店頭回収等による自主的な回収等の取組が進み、一般廃棄物の排出量の減少、最 終処分場の延命等に一定の効果をもたらしてきたと評価してよいのではないか。

### 11. 個別課題

1 . 2 R (リデュース、リユース)施策について

#### 全般論

- ・ リサイクルより優先的に取り組まれるべき2Rをより一層推進するため、過剰包装対策等の2R施策を強化するべきではないか。また、その場合には法改正の必要に応じ名称の変更も検討するべきではないか。
- ・ 事業者による自主行動計画に基づく自主的取組により容器包装の軽量化等が進展しているため、引き続き自主的取組の推進により2Rを推進することが適当ではないか。
- ・ 容器包装は、食品の腐敗防止、取扱説明等の表示スペース、取扱い上の簡便性等を 考慮して設計されているため、強制的・画一的な対応ではなく、事業者と消費者の 連携(コミュニケーション)によって削減していくことが望ましいのではないか。

### リデュースの推進

- ・ その削減効果にも鑑み、特に同一地域内にレジ袋無償配布中止に取り組まない事業者が存在し公平性の確保が必要な地域において有料化に取り組むためには、レジ袋の無償配布の禁止を法制化するべきではないか。
- ・ 業態の特性に応じて、有料化に限らず、声かけや適正サイズの使用等により削減が 進んでいるため、業態特性等を踏まえた有料化以外の方法で削減する自主的取組を 尊重することが適当ではないか。
- ・ 諸外国の事例も参考にしつつ、小売事業者に国が定める削減目標の達成義務を課す 等の施策について検討が必要ではないか。

## リユースの推進

・ 地域循環圏構築の観点や、環境負荷低減と経済合理性のバランスの観点を踏まえ、 地産地消のびんリユースモデルを構築していくことが重要であり、そのためには、 地方自治体が取組宣言をすること等により積極的にバックアップすることが有効で はないか。

- ・ リユースの阻害要因等について調査の上、規格の統一、行政や学校による積極的導入等、リユース容器の活用を支えるシステムについて検討するべきではないか。
- ・ びんリユース推進策として、自主回収認定(18条認定)基準の緩和を検討するべき ではないか。

### その他

- ・ ごみの排出量を抑制するためには、ごみ収集袋の有料化や戸別収集等の自治体にお ける分別収集の工夫が効果的ではないか。
- ・ 2 R を進めるためには、各地域において関係主体が連携・協働して取組む自主的な体制づくりが有効ではないか。
- ・ 容り法に基づく定期報告義務対象者(容器包装多量利用事業者)の事業者名や取組 情報等、消費者のグリーン購入に資する情報等を公開し、社会全体でモニタリング・ 協力できるようにすることにより、事業者や消費者による自主的取組を後押しする ことが有効ではないか。

### 2. 分別収集・選別保管

自治体と事業者の役割分担・費用分担等

- ・ 現行の役割分担の下で一定の効果をあげているため、現行の役割分担を維持することが適当ではないか。
- ・ 特定事業者に対し、より多くの負担を課すことで2Rを進めるため、容器包装ごみの分別収集も特定事業者の責任とするべきではないか。
- ・ 事業者に分別収集費用を負担させる前に、まず自治体が一般廃棄物会計制度に基づく費用の透明化を進め、その費用を公開し、最もコストのかからない回収方法を検討・採用する等、分別収集の効率化に努めることにより、社会的コスト全体の最小化を図るべきではないか。
- ・ 事業者に分別収集の費用負担を求めると、民間主体の創意工夫による効率的な回収 の取組(集団回収・店頭回収等)を阻害、後退させることになるため、不適当では ないか。
- ・ 自治体は、特定事業者が適切に再商品化義務を果たすため、普及啓発活動等を通じて容器包装ごみの分別収集に努力していることから、自治体の分別収集に係る取組に対して、事業者が一定程度の負担をするべきではないか。
- · 自治体の分別収集の効率化には、事業者からのノウハウの共有等、それぞれの主体が有機的に連携することが有効ではないか。
- ・ 拠出金制度は、想定単価の見直しにより拠出金が大幅減少しており、自治体の財政 負担の増加が危惧されるため、安定的な仕組みの検討が必要ではないか。

店頭回収等の多様な収集ルートの促進

- ・ 店頭回収物について各自治体が廃棄物処理の規制をどのように課すかが不明確であることが阻害要因となっているため、店頭回収物の廃棄物処理法上の取扱いを明確 化するべきではないか。
- ・ 店頭回収等の自主的回収の取組に対し、評価・顕彰等のインセンティブを与えるべきではないか。

# プラスチック製容器包装の分別収集のあり方

- · 分別収集に取り組む自治体の増加、分別収集量の増加を図るべきではないか。
- ・ プラスチック製容器包装の有効利用の方法として、ごみ発電と容り法参加とどちらが望ましいか戸惑う市町村が多いのではないか。
- ・ 消費者の分別時の分かりやすさの増進、資源の有効利用の促進のため、素材が類似するクリーニング袋、製品プラスチック等の容器包装以外のプラスチックも分別収集の対象とすることを検討するべきではないか。
- ・ リサイクル原料として良品な指定収集袋等を容器包装と合わせて処理することは、 自治体の収集コストの削減や再商品化収率の向上を通じて容り制度の効率的運用に 資するものであることから、異物扱いとするべきではないのではないか。
- ・ プラスチックは金属リサイクルと大きく異なり、主に容器包装以外に利用される熱 硬化性樹脂は再成形できないこと等の素材特性があることに留意するべきではない か。
- ・ 自治体が分別基準適合物を得るために異物を除去する作業と、落札した再商品化事業者が分別基準適合物から再商品化向けの素材を仕分ける作業が二重となっているため、合理化するべきではないか。
- ・ 自治体の分別作業と再商品化事業者の分別作業は、質や作業内容等が異なるため、 これを一体化すると再商品化の効率や環境負荷等の面で効率が悪化し、現行の仕組 みを後退させる懸念が大きいのではないか。

### その他

- ・ 紙製容器包装については、いわゆる古紙ルート回収(雑がみ分類等)も活用するべきではないか。
- ・ 店頭回収や集団回収で回収した容器包装を、一般廃棄物を対象とする法律である容器包装リサイクル法に位置づけ、特定事業者の再商品化義務対象とするべきではないか。
- ・ ガラスびんについては、残さの減量のため、分別収集方法改善とガラスびん単独収 集の推進を検討するべきではないか。

## 3. 再商品化(プラスチック製容器包装の再商品化のあり方)

- ・ 材料リサイクル手法は、市民に分かりやすく実感でき、分別排出のインセンティブ となっているため、材料リサイクルの優先的取扱いを継続するべきではないか。
- ・ 材料リサイクルされた製品は、社会における様々な分野で製品材料として役立てられているため、更なる需要拡大に努力するべきではないか。
- ・ 材料リサイクルについては、品質や価格面で付加価値の高い再商品化の事例もある 一方、そうではない再商品化製品も多いといった問題が現実にあるのではないか。
- ・ 適正規模の確保や再生材の基準策定、工程管理の標準化、関係主体間のネットワークによるサプライチェーンの形成等により、優良な材料リサイクル事業者を育成することが必要ではないか。
- ・ 材料リサイクル優先枠において、より競争原理を働かせ、コスト競争力のある事業 者がより多く落札できるようにすることで落札価格の低減を図るべきではないか。
- ・ 材料リサイクルの優先的取扱い開始から既に 13 年が経過しているため、材料リサイクルの政策的な育成・保護のための競争制限的な入札制度を見直し、自由な市場競争を促進して社会的コストを低減するべきではないか。
- ・ 固形燃料化手法は、CO2 削減や社会的コスト低減に貢献する可能性を有すると考えられるため、一般枠における通常のリサイクル手法として認めるべきではないか。
- ・ ケミカルリサイクルのうち一部の手法は熱回収利用されているため、固形燃料化手 法と同様の取扱いとして整理するべきではないか。
- ・ 利用用途がプラスチック原料となる再商品化手法が、プラスチック製容器包装の再 商品化手法として望ましいのではないか。
- ・ プラスチック製容器包装の特性に鑑みれば、材料リサイクルとケミカルリサイクル のそれぞれに課題があることから、再生材市場に応じたリサイクル手法の適切なバランスを保ちつつ、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴に応じた環境整備が重要ではないか。
- ・ 材料リサイクルに向く材質の容器包装ごみは材料リサイクルの高度化に用い、材料 リサイクルに向かない材質の容器包装ごみはケミカルリサイクルやエネルギー資源 として活用するための分別・回収方法を検討するべきではないか。
- ・ 地域ブロック制等の形で、自治体の希望に応じて、一定の条件の下で、入札に先立 ち事前に自治体が再商品化手法を選択可能とするべきではないか。また、リサイク ル手法に応じたベール引取基準の緩和も検討するべきではないか。
- ・ 自治体と連携した普及啓発活動の継続性維持のため、自治体、指定法人及び再商品 化事業者の契約は複数年とするべきではないか。

## 4. 分別排出

- · 分別収集未実施自治体の存在が、市民の関心の低下に繋がっているのではないか。
- ・ 市民は分別、リサイクルにそう労力を割けない(複雑すぎると分別排出されない) ことに留意するべきではないか。
- ・ 排出者責任を明確にし、徹底した分別排出と家庭ごみの有料化を促進するべきでは ないか。
- 市町村における分別排出の普及啓発の強化を検討するべきではないか。
- · 関係主体の連携によって、一層効果的な消費者啓発の推進が必要ではないか。

## 5 . その他

識別表示のあり方

- ・ 消費者の分かりやすさの観点からは、紙マークについて古紙回収ルート用(紙単体のもの)と容リルート用(複合品)とで区分化する等の対応が必要ではないか。
- ・ 識別表示制度について、市民へのわかりやすさの観点から、サイズの拡大、複数の 素材を用いた製品に表示する際の分かりやすさの向上等の対応が必要ではないか。

### その他

- ・ ペットボトルは有価で取引されているため、容器包装リサイクル法の再商品化義務 の対象から除外するべきではないか。また、段ボールやアルミ缶等と同様に、専ら 再生利用の目的となる廃棄物扱いとするべきではないか。
- 市町村が収集したペットボトルの安定的な国内循環を推進するべきではないか。
- ・ 再商品化製品の利用量拡大を通じた再商品化費用及び環境負荷の低減のため、再商品化製品利用事業者及び特定事業者において、環境に配慮された容器包装や再生材の使用量拡大を促進できる仕組みづくりを検討するべきではないか。
- ・ 再商品化委託料等については、容器メーカー等の上流でまとめて支払業務を行い、 流通段階において価格に転嫁する方法に変更するべきではないか。
- ・ 再商品化義務を免除されている小規模事業者に係る再商品化費用については、自治 体の負担ではなく事業者の負担とするべきではないか。